平成２９年（フ）第４１号
宮崎県都城市西町3682番地５、住民票上の住所宮崎県都城市姫城町17街区29の２号
破産者　南中道　修
1　破産債権の届出期間　平成30年５月31日まで
2　一般調査期日　平成30年７月18日午前10時
平成30年４月26日　宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第１５号
和歌山県東牟婁郡太地町大字太地3057番地、住民票上の住所和歌山県東牟婁郡太地町大字太地2982番地の１
破産者　水谷　育生
1　破産債権の届出期間　平成30年６月１日まで
2　一般調査期日　平成30年７月12日午後１時30分
平成30年４月26日
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２９年（フ）第１０２号
富山県小矢部市名畑5318番地
破産者　畑山　　進
1　破産債権の届出期間　平成30年６月14日まで
2　一般調査期日　平成30年７月26日午前10時
平成30年４月26日　富山地方裁判所高岡支部

債権者集会招集

平成２８年（フ）第３８４８号
（最後の住所）大阪府豊中市東豊中町６丁目17番５―605号
破産者　被相続人亡北條孝幸相続財産
1　期日　平成30年６月11日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成30年４月25日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成３０年（ヒ）第１号
福井県敦賀市松島町２丁目１番19号
清算株式会社　株式会社うえくら
代表清算人　上倉　幸司
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福井地方裁判所敦賀支部

平成３０年（ヒ）第１０５号
鹿児島市小川町１番１号
清算株式会社　株式会社京王地所
代表清算人　神川　洋一
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鹿児島地方裁判所民事第３部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第２００２号
青森県弘前市大字土堂字長瀬252番地２
清算株式会社　株式会社設備技研オサナイ
代表清算人　小山内隆一
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち、特別清算開始決定日以後の利息及び損害金については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
2　配当基準債権額
本協定に基づく弁済額算定にあたり、基準となる債権額は、特別清算開始決定日を基準日とし、同日現在における元本及び利息・遅延損害金（利息・遅延損害金は基準日の前日までの分とする）の合計額とする。
但し、清算株式会社の財産につき担保権を有する債権者は、担保権の行使によって弁済を受けられない額とする。
3　弁済
⑴　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、本協定の認可決定確定時において換価処分が終了した資産の換価代金から必要な経費を控除した残額を、各配当基準債権額の割合に応じて按分弁済する。
⑵　この弁済は、各協定債権者の指定する金融機関の口座に送金する方法により実施する。送金手数料は清算会社の負担とする。
4　免除
各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各配当基準債権額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
5　追加弁済
第３項記載の弁済の終了後、換価できた資産がある場合、清算株式会社は、換価代金から必要な費用を控除した残額を、前記各配当基準債権額の割合に応じて按分弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
6　残余財産
その他、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各配当基準債権額の割合に応じて按分弁済する。この場合においては、各協定債権者が第４項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
青森地方裁判所第２民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成３０年（再イ）第３号
栃木県那須塩原市西富山73番地18　チョコレートハウスＡ号
再生債務者　小森　祥平（旧姓大関）
1　決定年月日時　平成30年４月20日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月11日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月25日から平成30年６月４日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成３０年（再イ）第１７号
埼玉県川越市大塚１丁目14番地15
再生債務者　須田　　隆
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月15日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月29日から平成30年６月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（再イ）第３４号
埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷113番地１
再生債務者　齊藤　卓人
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月15日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月29日から平成30年６月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（再イ）第３０号
千葉県松戸市古ケ崎71　コープＳｕｚｕｋｉ203号（住民票上の住所）神奈川県厚木市酒井2570番地１
再生債務者　垣澤　　良
1　決定年月日時　平成30年４月24日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月15日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月29日から平成30年６月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成３０年（再イ）第３１号
神奈川県厚木市下荻野492番地11
再生債務者　佐々木勇真
1　決定年月日時　平成30年４月24日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月15日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月29日から平成30年６月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成３０年（再イ）第１２号
兵庫県川西市久代３丁目17番４号
再生債務者　リフォームプラザエデンこと　右近　亮輔
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月15日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月29日から平成30年６月５日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成３０年（再イ）第１３号
釧路市愛国西３丁目17番12号、申立前の住所釧路市豊川町４番７号　借家２階
再生債務者　木村　大吾
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年５月16日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月30日から平成30年６月６日まで
釧路地方裁判所